

平成 29 年度の介護保険制度

7月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。

〔特別徴収（年金からの天引きの人）は通知書のみ〕

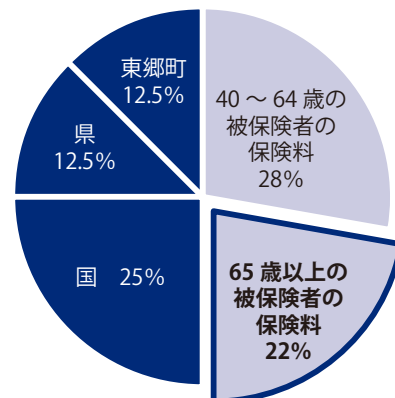


■問い合わせ 長寿介護課 ☎ 0561 (38) 3111 (内線 2116)

◆介護保険の財源

介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。



◆年齢による介護保険料の納め方の違い

| 40 歳～ 64 歳の人 | 65 歳以上の人 |
|--|--|
| 加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。 | 健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納め方は、普通徴収（納付書・口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）があります。 |

| | 普通徴収 | 特別徴収 |
|------------|--|-------------------------------|
| 対象 | 年金受給額が年額 18 万円未満の人 | 年金受給額が年額 18 万円以上の人 |
| 納め方 | 送付される納付書や口座振替で、町に納めます。 | 受給される年金から天引きされます。 |
| 納期 | 7月から翌年3月（年9回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。 | 年金の受給月（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月） |
| その他 | 特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。 ① 65 歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ② 東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③ 税務申告の修正があり、保険料が変更された ※①と②の場合、それぞれ 65 歳になった日、転入日から数えておおむね半年から 1 年後に特別徴収に切り替わります。切り替わる時に送付される通知書でご確認ください。 | |

注意事項

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。

納付書が届いても「自分は年金からの天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。

◆ 65 歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて 11 段階で決定します。

平成 29 年度介護保険料年額表（所得段階別）

| 所得段階 | 対象 | 料率 | 保険料額 (年額) | |
|-------|--|------------------|--------------|----------|
| 第1段階 | ①生活保護受給者 ②世帯全員が町民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入などが80万円以下の人 | 基準額×0.45 | 25,100円 | |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入などが80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.75 | 41,900円 | |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入などが120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 41,900円 | |
| 第4段階 | 本人が町民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入などが80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 50,300円 | |
| 第5段階 | 本人が町民税非課税で、世帯に課税者があり、本人の年金収入などが80万円を超える人 | 基準額(※) | 55,900円 | |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で 本人の合計所得金額が | 120万円未満の人 | 基準額×1.1 | 61,500円 |
| 第7段階 | | 120万円以上190万円未満の人 | 基準額×1.3 | 72,700円 |
| 第8段階 | | 190万円以上290万円未満の人 | 基準額×1.5 | 83,900円 |
| 第9段階 | | 290万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.7 | 95,100円 |
| 第10段階 | | 400万円以上700万円未満の人 | 基準額×1.9 | 106,300円 |
| 第11段階 | | 700万円以上の人 | 基準額×2.0 | 111,900円 |

※基準額は、介護サービスにかかる費用と 65 歳以上の人数により各市町村で設定され、東郷町は月額 4,664 円です（参考：全国平均は 5,514 円、愛知県平均は 5,191 円）。保険料額（年額）は、基準額に所得段階ごとの「料率」と 12（月）を乗じて 100 円未満を切り捨てた金額です。

◆ 高額介護サービス費の見直し

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が、一定限度額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」について、8月のサービス利用分から「一般区分」の利用者の限度額が月額 44,400 円になります。

ただし、1割負担者のみの世帯は、年間の負担総額が現行の負担最大額を超えないよう年間上限額 446,400 円（37,200 円× 12 カ月）を設定します。（平成 32 年 7 月までを予定）

| 利用者負担段階区分 | 7月までの限度額(月額) | 8月からの限度額(月額) |
|--|--------------|--|
| 現役並み所得者 | 44,400 円（世帯） | 44,400 円（世帯） |
| 一般 | 37,200 円（世帯） | 44,400 円（世帯） 年間上限額 446,400 円を設定 |
| 住民税世帯非課税 | 24,600 円（世帯） | 24,600 円（世帯） |
| ・ 公的年金などの収入額と合計 所得金額の合計が 80 万円以下 ・ 老齢福祉年金受給者 | 15,000 円（個人） | 15,000 円（個人） |
| 生活保護の受給者など | 15,000 円（個人） | 15,000 円（個人） |